

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和17年6月1日から20年12月20日の期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正5年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から23年3月まで

私は、A社に昭和11年に入社し、正社員として入社時から戦中戦後も変わることなく同様の仕事に従事し、23年3月まで勤務した。社会保険庁の記録では、昭和17年6月1日から20年12月20日の期間について、21年12月に脱退手当金として支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給した記憶は無い。

持っている年金手帳に「退23.3」と書かれているが、脱退手当金の請求をした覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人に関する厚生年金保険被保険者台帳において、資格喪失日が昭和20年8月31日から同年12月20日に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿においては、資格喪失日が同年8月31日と確認できるのみであり、喪失日が訂正された形跡は無い。

また、昭和21年当時、この二つの記録を保管していた社会保険事務所では、健康保険労働者年金保険被保険者名簿に基づき厚生年金保険料等の算定を行っていたことから、当該名簿は常に適正な記録更新が求められていたと考えられ、当該名簿を訂正することなく、厚生年金保険被保険者台帳のみを訂正することは考えにくく、申立人から脱退手当金の請求があれば、当然、当該名簿に

記載されている昭和17年6月1日から20年8月31日の期間で支給額が算定されると考えられるところ、当該台帳に記載された支給額と異なること等から、当該台帳は誤って訂正された可能性がうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人の前後の被保険者のうち、脱退手当金の受給権があったと思われる16人のうち6人に脱退手当金の支給が確認できるところ、10人に関しては脱退手当金が支給された事実は確認できず、支給されたものについても、退職日から支給までの日数は一致していない上、支給決定日も大きく異なっていることなどから、事業所による代理請求の可能性は無かったものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、昭和17年6月1日から20年12月20日までの期間に係る脱退手当金を受給したものと認められない。

一方、昭和20年8月31日（もしくは昭和20年12月20日）から23年3月までの期間については、A社はその後廃業し、当該期間当時の賃金台帳等の関連書類が無いため、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除等の状況について確認することができない上、同僚等も既に死亡しているため、申立人の主張を裏付ける供述が得られなかった。

また、申立人が申立期間の根拠として提示した年金手帳の「退23.3」の記載については、記入された経緯等について確認できない上、厚生年金保険料が控除されていた期間の裏付けとはならず、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和28年2月20日に、資格喪失日に係る記録を35年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、28年2月から29年9月までは7,000円、同年10月から30年9月までは8,000円、同年10月から31年7月までは9,000円及び同年8月から35年1月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月から35年1月まで

私は、昭和25年8月にB県から帰郷し、長兄が経営するA事業所のパン工場で勤務した。仕事は主に製粉、製パン及び米穀店へのパンの配達を行っていた。パンの売上金集金も行ったが、事務所の経理事務や社会保険事務には関わっていない。3千円くらいの給与から保険料を引かれていたと思う。申立期間当時、同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄2人及び同僚の供述により、申立人が申立期間において、業務内容等にも変更無くA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿等により、A事業所が昭和26年3月1日から厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚は、「従業員全員が

厚生年金保険に加入していた。」と供述している上、当該同僚全員が社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿記録により、厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

加えて、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚2人及び申立人の兄2人については、社会保険庁の記録及び社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票では、昭和28年2月20日に被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、このうち途中で離職した兄1人を除く3人については、35年2月1日までの期間について厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和28年2月20日から35年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚に係る社会保険事務所の記録から、昭和28年2月から29年9月までは7,000円、同年10月から30年9月までは8,000円、同年10月から31年7月までは9,000円及び同年8月から35年1月までは1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所では、当時の関係資料は無く、詳細は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届及び厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届など、社会保険事務所がいずれの機会にも申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年2月から35年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和25年10月から28年1月までの期間については、申立人は、「兄（四男）と共に長男宅に同居していた。」としており、その同居していたとする兄（四男）は、「私と弟（申立人）の2人は兄（長男）に国民健康保険に加入させてもらっていた。」と供述していることから、申立人は、28年1月までは厚生年金保険へ加入しておらず、兄2人や前述の同僚2人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した28年2月20日と同日に被保険者資格を取得したと考えるのが自然である。

また、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社グループのB社C支社における資格取得日に係る記録を昭和51年12月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月15日から52年1月16日まで

私は、昭和49年3月27日から現在までの間、継続してA社グループに勤務しているが、社会保険庁の記録では、申立期間中、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間に離職した覚えは無いので、申立期間について厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社のグループ企業における所属履歴が分かる労働者名簿、在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が、昭和49年3月27日から現在に至るまで、A社及びそのグループ企業に継続して勤務し、昭和51年12月にA社グループのB社D工場からB社C支社に異動していたことが確認できるとともに、A社では、「在籍中の従業員については社会保険料の控除を停止することは無い。」としていることから判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管するB社C支社における健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書により、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、A社保管の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書」により、B社C支社における申立人の資格取得日が、昭和52年1月16日と届け出られていることが確認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年12月の厚生年金保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から62年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年4月から62年3月まで

私は、申立期間直前の昭和51年2月まで船員保険に加入していたが、乗船中の怪我により下船し、船員保険の資格を喪失した。

他の病気もあったため、昭和51年3月か4月ごろに、入院中の私に代わり、私の母親と姉がA市役所で私の国民健康保険の加入手続きを行った。その際、市役所職員から国民年金への加入も勧められたが、母親と姉が国民年金保険料までは納付できないと言い、それ以後、国民年金保険料の請求は無かったので、国民年金保険料が免除されていると思っていた。

申立期間について、国民年金保険料の免除期間とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料免除申請手続きに関与しておらず、手続きを行ったとしている申立人の母親は既に死亡しており、申立人の姉も、申立人の国民年金加入手続き及び保険料免除申請手続きに係る記憶が明確ではない上、免除申請書等の提出及びその後の免除承認通知書又は却下通知書の收受等については記憶しておらず、国民年金の加入状況及び免除申請の状況等が不明である。

また、国民年金保険料の免除申請は毎年度行うこととなっており、申立期間すべてについて免除を受けようとするれば、毎年度、合計10回以上申請を行う必要があるが、申立人及び申立人の姉は、「手続きを行ったとするれば、A市役所で、当初1回のみであり、毎年必要であったならばその後は母親が手続きに行ったのではないか。」としているところ、申立人は、申立期間の大部分は、B市に居住していたことが確認できるとともに、申立期間のうち、申立人が昭和61年4月1日に国民年金被保険者資

格を再取得するまでの10年間は国民年金の未加入期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該期間、申立人の母親が毎年、免除申請を行ったとは考え難い。

さらに、申立人等が申立期間に係る国民年金の加入手続を行い、免除申請していたことを示す関連資料は無く、ほかに、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月22日から23年4月22日まで

私の夫が勤めていたA県のB社に係る厚生年金保険被保険者資格は、夫の年金手帳に添えてあった厚生年金保険被保険者証には昭和22年4月22日からと記載されているにもかかわらず、社会保険庁の記録では翌年の23年4月22日からとなっており、資格取得日が一致していない。

申立期間について、私の夫が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が(平成21年死亡)、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人保管の厚生年金保険被保険者証には、申立てどおり、社会保険庁の記録とは異なり、昭和22年4月22日を資格取得日とする記載がある。しかしながら、社会保険庁の電算記録では、A県のB社C事業所における申立人に係る厚生年金保険被保険者資格が、昭和23年4月22日から27年8月1日までの間に従事と記録されているところ、社会保険事務所保管の当該事業所における被保険者名簿では、申立期間中に、被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠落も無い上、当該名簿には、申立人保管の厚生年金保険被保険者証にある氏名とは1文字異なっているものの、生年月日が同一の被保険者の加入記録は、前出の電算記録と同一の期間となっているこ

とが確認でき、申立人の記録を含め、社会保険事務所における加入記録の管理内容について不適切さは見受けられない。

さらに、社会保険事務所保管のB社C事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では、氏名は異なっているものの申立人と見られる者に対し、取得年月日を昭和23年4月22日とする記号番号が払い出されていることが認められる上に、連続して払い出されている記号番号に欠落も無い。

加えて、B社C事業所では、昭和39年12月1日付けで全喪しており、申立期間に係る厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。